平成２６年（フ）第４１０号
大阪市西淀川区姫里２丁目６番６号　オリンピアコープＢ402号室
債務者　寺岡真理美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５７号
大阪市旭区新森２丁目２番４号
債務者　松瀬　久剛
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９９号
大阪市城東区森之宮１丁目３番805号
債務者　齊藤しをり
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２１号
大阪府東大阪市上四条町13番５号ＫＴＩ瓢箪山203号
債務者　小原　香織
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２４号
大阪市港区南市岡２丁目４番25―201号
債務者　渡邉　幸次
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第８２３号
神戸市灘区中原通３丁目１番３号　中原コーポ401号
債務者　榮　　清美
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
青森県平川市唐竹苺原137番地１
債務者　相馬　真弓
1　決定年月日時　平成26年２月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第４号
青森県黒石市境松１丁目173番地
債務者　三上　公平
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月23日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第２２号
青森市大字大野字若宮46番地31
債務者　赤平美代子
1　決定年月日時　平成26年２月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月24日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２４２２号
名古屋市港区当知３丁目2210番地　西川ハイツ207号
債務者　横山　貞子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２４２３号
名古屋市港区当知３丁目2210番地　西川ハイツ207号
債務者　横山　信雄
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８号
名古屋市中村区五反城町８丁目２番地　シーガル・ウエスト３Ｅ号
債務者　松﨑靖次郎
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７４号
宮城県東松島市矢本字四反走147番地６、前住所宮城県石巻市水押３丁目５番13―406号
債務者　津田　幸雄
1　決定年月日時　平成26年２月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月14日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２６年（フ）第１号
北海道標津郡中標津町西９条北８丁目９番地１　コーポＭ＆Ｙ101
債務者　西村美津子
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月10日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第３７９号
北海道旭川市永山２条９丁目２番26号　スガワラマンションＡ206号室
債務者　三浦　由美
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年５月21日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４号
北海道雨竜郡幌加内町字大曲
債務者　関口　　豪
1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月23日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部